

福岡県医発第 2235 号（地）

平成 27 年 11 月 18 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一良

（公印省略）

学校教育法施行規則の一部を改正する省令案等に関するパブリックコメント
（意見公募手続）の実施について

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

今般、標記の件につきまして、日本医師会より別添の通り案内がありましたのでお知らせいたします。

本件は、学校教育法施行規則の一部改正に伴い、国民の皆様等からの意見を募集するパブリックコメントが平成 27 年 11 月 28 日まで実施されているものです。

今回の改正は、我が国として留学生を積極的に受け入れ、国際化を推進していく観点から、大学又は大学院の入学資格に関して、12 年又は 16 年の教育課程の修了要件の原則は維持しつつ、一定の要件を満たした場合には、12 年又は 16 年に満たない教育課程を有する国の学校を卒業した者に対し、大学又は大学院入学資格を付与するため、所要の法令の改正を行うものであります。

主な改正内容は以下の通りであります。

1. 大学入学資格関係

学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号。以下「規則」という。）第 150 条第 1 号の規則による、外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者に準ずる者に「外国において、高等学校に対応する学校の課程（その修了者が当該外国の学校教育における十一年以上の課程を修了したとされるものであることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを修了した者」を追加し、我が国の大学入学資格を付与する。

また、同条同号に基づき、「文部科学大臣が定める基準」を別途告示において定めるとともに、我が国の大学入学資格を付与することとする高等学校に対応する外国の学校の課程について、対象とする国名及び学校種名を告示において個別に指定する。

2. 大学院入学資格関係

規則第 155 条第 1 項に、次の要件を満たす外国の大学その他の外国の学校により、学士の学位の相当する学位を授与された者を追加し、我が国の大学院博士前期課程又は修士課程（医学、歯学若しくは獣医学又は薬学の一部（以下「医学等」という）に係る大学院にあつては博士課程）の入学資格を付与する。

ア 我が国の認証評価に相当するもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するもの（※）を受けた外国の学校が授与したものであること。

（※）我が国の認証評価に相当する制度がない国については、当該国以外の大学院を含めた大学院への進学状況、外国大学との単位互換や共学位などの国際的な連携の状況等を踏まえ、当該国の学士の学位について我が国の学位との相当性の判断し、別の告示において個別に指定することを想定している。なお、現時点で直ちに指定するものはない。

イ 修業年限を 3 年（医学等に係る大学院への入学については 5 年）以上とする課程を修了することにより授与されるものであること。

3. 施行期日：平成 28 年 4 月 1 日

なお、医学、歯学、薬学及び獣医学に係る大学入学資格につきましても、中等教育修了までの教育課程が 12 年に満たない場合でも留学生を受け入れることがあり得ることとなりますが、国内の医師国家試験の受験資格は、医師法において、「学校教育法に基づく大学において、医学の正規の課程を修めて卒業した者」とされ、学校教育法においては、医学を履修する課程の修業年限は 6 年とされております。したがって、中等教育修了までの教育課程が 12 年に満たない留学生を受け入れた場合でも、我が国の医師国家試験を受験するためには、医学に係る 6 年間の課程を修める必要があります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、ご意見等ございましたら別添しております「**学校教育法施行規則の一部を改正する省令案等に関するパブリックコメント（意見公募手続）の実施について**」をご参照の上ご提出いただきますよう、貴会会員へのご周知をよろしくお願いいたします。

なお、パブリックコメントを提出した場合には、日本医師会生涯教育課（FAX: 03-3942-6517、MAIL: syogai@po.med.or.jp）にも併せてお知らせいただきますようお願いいたします。

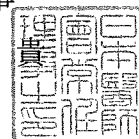
(生82)

平成27年11月6日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

小 森



学校教育法施行規則の一部を改正する省令案等に関するパブリックコメント（意見公募手続）の実施について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、中央教育審議会初等中等教育分科会並びに大学分科会大学教育部会及び大学院部会における審議のまとめ（案）等に関する意見募集の結果につきましては、平成27年2月5日（生124）にてご案内申し上げました。

今般、標記について広く国民の皆様等から意見を募集するパブリックコメントが平成27年11月28日まで実施されております。

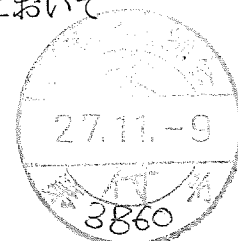
今回の改正は、我が国として留学生を積極的に受け入れ、国際化を推進していく観点から、大学又は大学院の入学資格に関して、12年又は16年の教育課程の修了要件の原則は維持しつつ、一定の要件を満たした場合には、12年又は16年に満たない教育課程を有する国の学校を卒業した者に対し、大学又は大学院入学資格を付与するため、所要の法令の改正を行うものであります。

主な改正内容は以下のとおりであります。

1. 大学入学資格関係

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「規則」という。）第150条第1号の規定による、外国において学校教育における12年の課程を修了した者に準ずる者に「外国において、高等学校に対応する学校の課程（その修了者が当該外国の学校教育における十一年以上の課程を修了したとされるものであることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを修了した者」を追加し、我が国の大学入学資格を付与する。

また、同条同号に基づき、「文部科学大臣が定める基準」を別途告示において



定めるとともに、我が国の大学入学資格を付与することとする高等学校に対応する外国の学校の課程について、対象とする国名及び学校種名を、告示において個別に指定する。

2. 大学院入学資格関係

規則第155 条第1 項に、次の要件を満たす外国の大学その他の外国の学校により、学士の学位に相当する学位を授与された者を追加し、我が国の大学院博士前期課程又は修士課程（医学、歯学若しくは獣医学又は薬学の一部（以下「医学等」という）に係る大学院にあつては博士課程）の入学資格を付与する。

ア 我が国の認証評価に相当するもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するもの（※）を受けた外国の学校が授与したものであること
（※）我が国の認証評価に相当する制度がない国については、当該国以外の大学院を含めた大学院への進学状況、外国大学との単位互換や共同学位などの国際的な連携の状況等を踏まえ、当該国の学士の学位について我が国の学位との相当性を判断し、別の告示において個別に指定することを想定している。なお、現時点で直ちに指定するものはない。

イ 修業年限を3 年（医学等に係る大学院への入学については5 年）以上とする課程を修了することにより授与されるものであること

3. 施行期日：平成28年4月1日

なお、医学、歯学、薬学及び獣医学に係る大学入学資格につきましても、中等教育修了までの教育課程が12年に満たない場合でも留学生を受け入れることがあり得ることになりますが、国内の医師国家試験の受験資格は、医師法において、「学校教育法に基づく大学において、医学の正規の課程を修めて卒業した者」とされ、学校教育法においては、医学を履修する課程の修業年限は6 年とされております。したがって、中等教育修了までの教育課程が12年に満たない留学生を受け入れた場合でも、我が国の医師国家試験を受験するためには、医学に係る6 年間の課程を修める必要があります。

つきましては、ご参考にパブリックコメント募集の資料をお送りいたしますので、ご査収の程よろしくお願い申し上げます。

なお、貴会におかれまして、パブリックコメントを提出した場合には、本会生涯教育課（FAX：03-3942-6517、MAIL：syogai@po.med.or.jp）にも併せてお送りいただけますよう、お願い申し上げます。

(添付資料)

1. パブリックコメント：意見募集中案件詳細

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDDETAIL&id=185000787&Mode=0>

2. 【意見公募要領】学校教育法施行規則の一部を改正する省令案等に関するパブリックコメント（意見公募手続）の実施について

（平成 27 年 10 月 30 日 文部科学省高等教育局大学振興課）

3. 【概要】学校教育法施行規則の一部を改正する省令案及び関係告示案の概要

（※資料はパブリックコメントURLからも入手可能です。）

4. 【新旧対照表】

一 大学入学資格関係

二 大学院入学資格関係

（※資料は 1. の URL から入手可能です。）

電子政府の総合窓口



e-Govヘルプ

お問合せ

サイトマップ

文字サイズ: 大きく 元に戻す 小さく

法令検索

電子申請

行政手続案内検索

パブリックコメント

よくあるご質問

[ホーム](#) > [パブリックコメント\(意見募集中案件\)](#) > 意見募集中案件詳細

パブリックコメント

パブリックコメント:意見募集中案件詳細

[意見募集中案件](#)[意見募集終了案件](#)[結果公示案件](#)[全ての案件](#)[パブリックコメント\(制度\)について](#)[このページの見方について](#)

教育

学校教育法施行規則の一部を改正する省令案等に関するパブリックコメント(意見公募手続)の実施について

案件番号 185000787

定めようとする命令等の題名 意見公募要領参照

根拠法令項 意見公募要領参照

行政手続法に基づく手続であるか否か 行政手続法に基づく手続

問合せ先
(所管府省・部局名等) 文部科学省
高等教育局
大学振興課

案の公示日 2015年10月30日

意見・情報受付開始日 2015年10月30日

意見・情報受付締切日 2015年11月28日

意見提出が30日未満の場合その理由

関連情報

意見公募要領(提出先を含む)、命令等の案

- 意見公募要領 PDF
- 概要 PDF
- 新旧対照表 PDF

関連資料、その他

資料の入手方法

文部科学省高等教育局大学振興課法規係において配布

備考

意見提出には画像認証が必要です。

[意見提出フォームへ](#)[このページの先頭へ](#)

各種検索、情報提供サービス

[法令検索](#)[行政手続案内検索](#)[パブリックコメント](#)[e-Gov電子申請システム](#)[電子申請とは](#)[府省横断的な情報](#)[行政文書ファイル管理簿の検索](#)[個人情報ファイル簿の検索](#)[組織・制度の概要案内](#)

行政機関(府省)や行政に関する情報案内など

[行政機関\(府省\)別行政情報案内](#)[情報公開\(独立行政法人等\)](#)[カテゴリ別行政情報案内](#)[各府省の予算執行情報](#)[広報・報道](#)[組織・法令](#)[政策](#)[調達](#)[申請・手続](#)

e-Govについて

[電子政府の推進について](#)[e-Govヘルプ](#)[このウェブサイトについて](#)[お問合せ](#)[サイトマップ](#)[e-Govについて](#) [利用条件](#) [個人情報の取扱いについて](#) [安全な通信\(SSL/TLS\)について](#)

Copyright © Ministry of Internal Affairs and Communications All Rights Reserved.

学校教育法施行規則の一部を改正する省令案等に関するパブリックコメント (意見公募手続)の実施について

平成27年10月30日
高等教育局大学振興課

この度、文部科学省では、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の一部を改正するとともに、関係告示の一部改正を予定しています。

つきましては、本件に関し、行政手続法第39条等に基づき、標記省令案等について、パブリック・コメント（意見公募手続）を実施いたします。

御意見等がございましたら、下記の要領にて御提出ください。

【1. 定めようとする命令等の題名】

- (1) 学校教育法施行規則の一部を改正する省令案
- (2) 外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件
の一部を改正する告示案
- (3) 大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件の一部を改正する告示案
- (4) 高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を指定する件の一部を改正する告示案

【2. 根拠法令条項】

- (1) 学校教育法第102条第1項
- (2) 学校教育法施行規則第150条第1号
- (3) 学校教育法施行規則第150条第4号
- (4) 学校教育法施行規則第154条第5号

【3. 案の具体的内容】

→【別添】参照

【4. 意見の提出方法】

- (1) 提出手段 郵送・FAX・電子メール
(電話による意見の受付は致しかねますので、御了承ください)
- (2) 提出期限 平成27年11月28日 必着
- (3) 宛先

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省高等教育局大学振興課 宛

FAX番号：03-6734-3387

電子メールアドレス：daigakuc@mext.go.jp

(判別のため、件名は【学校教育法施行規則の一部を改正する省令案等への意見】として下さい。また、コンピューターウィルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。必ずメール本文に御意見を御記入下さい)

【5. 意見提出様式】

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令案等への意見」

- ・氏名
- ・性別, 年齢
- ・職業（在学中の場合は「高校生」「大学生」など在学する学校段階を表記。）
- ・住所
- ・電話番号
- ・意見

※複数の論点について御意見をお寄せいただく場合には、とりまとめの都合上、論点毎に別様としてください。（1枚1意見，1メール1意見としてください。）

【6. 備考】

- ① 御意見に対して個別には回答致しかねますので、あらかじめ御了承願います。
- ② 御意見については、氏名、住所、電話番号を除いて公表されることがあります。なお、氏名、住所、電話番号については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。

（高等教育局大学振興課）

学校教育法施行規則の一部を改正する省令案及び関係告示案の概要

1. 概 要

現行制度においては、留学生が我が国の大学に入学するためには、原則として、我が国の高等学校卒業に相当する 12 年の教育課程の修了が、大学院に入学するためには、原則として、我が国の大学卒業に相当する 16 年の教育課程の修了が求められている。このため、例えば、中等教育修了までの教育課程が 11 年である場合など、我が国と同様の 12 年又は 16 年の教育課程に合致しない教育制度を有する外国において教育課程を修了した者については、当該国で所定の教育課程を修了した場合でも、直ちには我が国の大学等に接続することができないことになる。

これらの者が我が国の大学又は大学院へ進学するためには、当該外国における大学等への進学により 12 年又は 16 年の教育課程修了要件を充足させることや、我が国における準備教育課程を修了する等の方法により対応してきた。しかしながら、こうした方法では、我が国の大学又は大学院への入学資格を充足するために、1 年以上の準備期間を要することとなるため、外国人留学生の中には、日本の大学への留学を見合わせて他国の大学等に留学するケースも生じている。

このため、我が国として留学生を積極的に受け入れ、国際化を推進していく観点から、大学又は大学院の入学資格に関して、12 年又は 16 年の教育課程の修了要件の原則は維持しつつ、一定の要件を満たした場合には、12 年又は 16 年に満たない教育課程を有する国の学校を卒業した者に対し、大学又は大学院入学資格を付与するため、所要の法令の改正を行う。

2. 改正の内容

(1) 大学入学資格関係

- ①外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件（昭和 56 年文部省告示第 153 号）の一部改正

学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号。以下「規則」という。）第 150 条第 1 号の規定による、外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者に準ずる者に「外国において、高等学校に対応する学校の課程（その修了者が当該外国の学校教育における十一年以上の課程を修了したとされるものであることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを修了した者」を追加し、我が国の大学入学資格を付与する。

また、同条同号に基づき、「文部科学大臣が定める基準」を別途告示において定めるとともに、我が国の大学入学資格を付与することとする高等学校に対応する外国の学校の課程について、対象とする国名及び学校種名を、告示において個別に指定する。（なお、本指定は、規則第 155 条第 1 項第 4 号等に基づく、我が国において外国の大学等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設（いわゆる「外国大学日本校」）の指定制度と同様、対象とす

る課程に係る学校制度をもつ外国の大使館からの申請に基づき行うこととする。本改正と同時に指定するものはない。）

②大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件（昭和 23 年文部省告示第 47 号）の一部改正

規則第 150 条第 4 号の規定に基づき、大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者に、英国の大学入学資格として認められている GCEA レベル資格を有する 18 歳以上の者を追加する。

また、現行告示においては、国際的な評価団体（WASC, CIS, ACSI）の認定を受けた国内の教育施設において 12 年の課程を修了した 18 歳以上の者に対して大学入学資格を付与しているところ、これらの評価団体の認定を受けた外国の教育施設において 12 年の課程を修了した 18 歳以上の者に対しても大学入学資格を付与する。

③高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を指定する件（平成 13 年文部科学省告示第 167 号）の一部改正

規則第 154 条第 5 号の規定に基づき、飛び入学の資格を有する者として文部科学大臣が指定する者に、英国の大学入学資格として認められている GCEA レベル資格を有する 17 歳以上の者を追加する。

(2) 大学院入学資格関係

学校教育法施行規則の一部改正

規則第 155 条第 1 項に、次の要件を満たす外国の大学その他の外国の学校により、学士の学位に相当する学位を授与された者を追加し、我が国の大学院博士前期課程又は修士課程（医学、歯学若しくは獣医学又は薬学の一部（以下「医学等」という）に係る大学院にあっては博士課程）の入学資格を付与する。

ア 我が国の認証評価に相当するもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するもの（※）を受けた外国の学校が授与したものであること

（※）我が国の認証評価に相当する制度がない国については、当該国以外の大学院を含めた大学院への進学状況、外国大学との単位互換や共同学位などの国際的な連携の状況等を踏まえ、当該国の学士の学位について我が国の学位との相当性を判断し、別の告示において個別に指定することを想定している。なお、現時点で直ちに指定するものはない。

イ 修業年限を 3 年（医学等に係る大学院への入学については 5 年）以上とする課程を修了することにより授与されるものであること

3. 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

一 大学入学資格関係

(一) 外国の学校を卒業した者の大学入学資格について

○外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件（昭和五十六年文部省告示第百五十三号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
一・二 (略) 三 外国において、高等学校に対応する学校の課程（その修了者が当該外国の学校教育における十一年以上の課程を修了したとされるものであることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを修了した者 四・五 (略)	一・二 (略) (新設) 三・四 (略)

(二) 外国の大学入学資格試験等の合格者及び国際的な評価団体の認定を受けた教育施設の課程の修了者の大学入学資格について

○大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件（昭和二十三年文部省告示第四十七号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
一〇二十二（略） 二十三 グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国において大学入学資格として認められているジェネラル・サर्टیفিকেイト・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格を有する者で、十八歳に達したもの 二十四 アメリカ合衆国カリフォルニア州に主たる事務所が所在する団体であるウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ、同国コロラド州に主たる事務所が所在する団体であるアソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル又はグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国ハンプシャー市に主たる事務所が所在する団体であるカウンセル・オブ・インターナショナル・スクールズから教育活動等に係る認定を受けた教育施設に置かれる十二年の課程を修了した者で、十八歳に達したもの	一〇二十二（略） （新設） 二十三 外国人を対象に教育を行うことを目的として我が国において設置された教育施設であつて、その教育活動等について、アメリカ合衆国カリフォルニア州に主たる事務所が所在する団体であるウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ、同国コロラド州に主たる事務所が所在する団体であるアソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル又はグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国ハンプシャー市に主たる事務所が所在する団体であるカウンセル・オブ・インターナショナル・スクールズの認定を受けたものに置かれる十二年の課程を修了した者で、十八歳に達したもの

○高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を指定する件（平成十三年文部科学省告示第百六十七号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
一〇五（略） 六 グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国において大学入学資格として認められているジェネラル・サートیفিকেート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格を有する者で十七歳に達したもの	一〇五（略） （新設）

二 大学院入学資格関係

○学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第百五十五条 学校教育法第九十一条第二項又は第百二条第一項本文の規定により、大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、第七号及び第八号については、大学院への入学に係るものに限る。 一 四 （略） 四の二 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が三年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程（当該課程に係る研究科の基礎となる学部（修業年限が六年であるものに限る。）又は獣医学を履修する博士課程への入学については、五年）以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設（前号の指定を受けたものに限る。）において課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位	第百五十五条 学校教育法第九十一条第二項又は第百二条第一項本文の規定により、大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、第七号及び第八号については、大学院への入学に係るものに限る。 一 四 （略） （新設）

を授与された者

五
八
(略)

2
(略)

五
八
(略)

2
(略)